

八幡市生活情報 センターだより

令和7年5・6月

第70号



マスコットキャラクター
クーリン君

副業を名目とした詐欺にご注意！

「短時間」「簡単」等の甘い言葉は詐欺かも

事例1

連絡つかん…



SNS広告を見て画像送信の副業を始め、報酬を得た。すると、**暗号資産の副業**を勧められ、「振込み金額の3割利益が出る」と言われ、実際に振込んだ金額と利益を画面上で確認。ところがその後「損失が発生した」と補填金、違約金を請求され、**トータル140万円振込んだら連絡が途絶えた。**

事例2

SNSで知り合った人物とやり取りして恋愛感情が芽生え、元手資金3万円の**ネットショップ副業**を勧められた。サイト上では利益が出たが、「チャージ金が足りず、違約金が発生する」と言われて振込み、合計70万円を詐欺された。

こんなときは…

「手軽に稼げる副業」などの広告、「私のこと愛しているのなら、信じてすぐ送金して」と相手の気持ちにつけ込む誘いは、**詐欺を疑って**



詐欺にあわないためには…

- ・面識ない人からの誘いに乗らない。
- ・目先の欲に囚われず**冷静に判断を**。
- ・おかしいと思ったら、**支払わずにすぐ生活情報センターにご相談を！**
- ・詐欺に遭っている本人が気付いていない場合もあるので、周りの人が気づいたらサポートを。



詐欺にあってしまったら…

- ・詐欺だとわかったら、**警察に相談し**、被害届を出しましょう。
- ・振込みに使った電子マネー発行会社、決済カード会社等に**返金交渉**してみましょう。
- ・困ったときは**生活情報センター**にご相談ください。

困ったときはすぐ相談！

消費者ホットライン(局番なし)

い

1

や

8

や

8

土日祝日も相談できます

(10時～16時)

八幡市生活情報センター

☎075-983-8400

◆相談受付時間 9:00～12:00
13:00～16:30

月～金曜日(年末年始・祝休日除く)
〒614-8373 八幡市男山八望3-1 B51棟